



共助会の事業案内

【共助会総合保険・退職互助医療保険のご案内】

農林漁業団体の役職員のみなさまが
安心して働けるよう設計された「福利
厚生制度」です。

制度の内容は、ホームページでもご覧いただけます。

JA 福島共助会

検索

クリック



一般財団法人福島県農協役職員共助会（JA 福島共助会）

安心の保障がみなさまの健康をサポートします。

～農林漁業団体であればご加入いただけます。～

総合農協	専門農協	農業共済組合	土地改良区	森林組合	漁業協同組合	関連団体
------	------	--------	-------	------	--------	------

など

共助会総合保険・退職互助医療保険とは？

共助会総合保険・退職互助医療保険は、農林漁業団体の役職員等の相互共済と福祉の増進を図り、農林漁業者の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とした福利厚生制度です。

加入団体は 58 団体、会員数は共助会総合保険が 6,138 名、退職互助医療保険は 2,082 名で合計 8,220 名加入しております。（令和 8 年 3 月現在）

共助会総合保険・退職互助医療保険の特長

- 1** ご本人だけでなく、ご家族（一親等以内の被扶養者）も加入できます。
※退職互助医療保険は、ご本人と配偶者のみ加入できます。
- 2** 告知は必要ありませんので、現在治療中の方でも加入できます。
- 3** 大きなケガや病気だけでなく、風邪や虫歯などの軽い症状でも給付の対象になります。
※当会の医療給付金は、病名は問いません。
- 4** 入院分はもちろん、外来分も給付の対象になります。
※健康保険が適用となった全ての医療費が給付対象となります。
- 5** インフルエンザ予防接種代が上限 2,000 円まで給付になります。（一親等以内の被扶養者も給付されます。）
※インフルエンザ予防接種代は共助会総合保険のみ給付対象となります。
- 6** 給付限度日数がありませんので、完治するまで給付を受けられます。
- 7** 現職中、退職互助医療保険を積み立てることで、退職後（60 歳以降）も安心した保障を受けることができます。
※退職後、退職互助医療保険を利用しない場合は、退職時に会員負担分は全額返戻されます。
※加入時の年齢が 45 歳未満の方は、必ず退職互助医療保険の積立をしていただくことになります。

共助会には、さまざまな給付金があります。（共助会総合保険の場合）

医療給付金
（付加給付）

療養給付金
（お見舞金）

死亡給付金
（万一のとき）

結婚給付金
（お祝い金）

出産給付金
（お祝い金）

詳細は、P4 をご覧ください。

例えば…

会員本人が1ヶ月間で①～④の医療費を支払った場合

- ① A 病院通院分（3 日分）・保険適用分 10,000 円
- ② B 薬局分（2 日分）・保険適用分 5,000 円
- ③ A 病院入院分（10 日分）・保険適用分 82,000 円
- ④ C 病院・インフルエンザ予防接種代 4,000 円

支払金額
合計 101,000 円

共助会からの給付（医療給付金計算方法）

- ① 10,000 円 - 1,000 円（一部負担額） = 9,000 円
- ② 5,000 円 - 0 円 = 5,000 円（全額給付）
- ③ 82,000 円 - 1,000 円（一部負担額） = 81,000 円
- ④ 4,000 円 ⇒ 2,000 円（上限 2,000 円）

給付金額
合計 97,000 円

自己負担額
4,000 円のみ!!



※ご家族（一親等以内の被扶養者）も同様に給付を受けられます。

※健康保険の高額療養費制度に該当している場合は、自己負担限度額までが共助会の対象になります。

共助会総合保険・退職互助医療保険の保険料・積立金算出方法

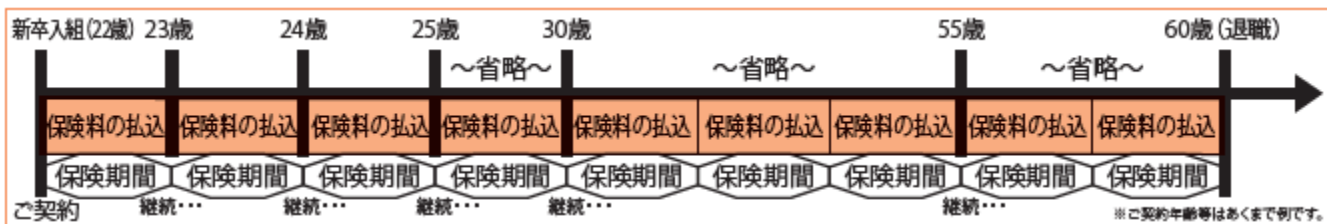
- 共助会総合保険 標準報酬月額 × $\frac{12}{1,000}$ = 共助会総合保険月払保険料（事業主との折半）
- 退職互助医療保険 標準報酬月額 × $\frac{11}{1,000}$ = 退職互助月払積立（事業主との折半）

※「標準報酬月額」とは、社会保険料（健康保険料）の基礎となる報酬額（月給）のことです。当会では毎年9月が改定月となっており、定時決定時の報酬額を適用しております。

共助会総合保険・退職互助医療保険の保険料・積立金払込イメージ

■共助会総合保険【短期保険】

- 1年更新で退職時まで保険料を毎月払いただきます。（途中解約がない限り毎年4月に自動更新されます。）
- 育児休暇や病気療養で無給となった場合は保険料払込の免除ができます。



■退職互助医療保険【長期保険】

- 30歳の誕生日を迎えた翌月もしくは申込月より25年間（300月）積立金を払いただき、60歳の誕生日を迎えた翌月または、60歳以降に退職した場合は退職した月の翌月に積立金を保険料として一括納入していただきます。
- 退職時に積立金の不足分がある場合は、一括で払いただくことで退職互助医療保険の契約ができます。（但し、別途条件があります。）



共助会加入団体一覧（令和８年３月現在）

団体名		団体名		団体名	
1	ふくしま未来農業協同組合	22	ＪＡ全農北日本くみあい飼料（株）	43	猪苗代町土地改良区
2	夢みなみ農業協同組合	23	（株）福島県食肉流通センター	44	会津坂下町只見川土地改良区
3	東西しらかわ農業協同組合	24	（株）福島県農協会館	45	東白川郡森林組合
4	桧枝岐村農業協同組合	25	（公社）福島県畜産振興協会	46	西白河地方森林組合
5	会津よつば農業協同組合	26	（株）ＪＡふくしま未来サービス	47	田村森林組合
6	福島さくら農業協同組合	27	（株）ＪＡサービス夢みなみ	48	ふくしま中央森林組合
7	福島県農業協同組合中央会	28	（株）ＪＡ福島さくら燃料サービス	49	西会津町森林組合
8	全農福島県本部	29	（株）ＪＡ会津よつば総合サービス	50	福島県森林組合連合会
9	全共連福島県本部	30	（株）ＪＡサービス夢みなみ須賀川支店	51	福島県旋網漁業協同組合
10	福島県厚生農業協同組合連合会	31	（株）やすらぎの杜	52	小名浜機船底曳網漁業協同組合
11	福島県農業会議	32	（一社）福島県鯉鮪漁業者協会	53	いわき市漁業協同組合
12	福島県農業信用基金協会	33	（株）ＪＡ福島さくら協同サービス	54	相馬双葉漁業協同組合
13	福島県青果物価格補償協会	34	（株）ＪＡ新聞センターたむら	55	福島県漁業協同組合連合会
14	（株）美土里耕産	35	（株）ＪＡみどりファーム	56	福島県信用漁業協同組合連合会
15	全農物流（株）福島支店	36	みのり監査法人	57	日本漁船保険組合福島県支所
16	福島県米改良協会	37	全農パールライス（株）福島支店	58	全国漁業信用基金協会福島支所
17	（株）ＪＡライフクリエイティブ福島	38	（株）ＪＡ郡山市農業受委託		
18	厚生連共済組合	39	福島市土地改良区		
19	福島協同施設（株）	40	安積疏水土地改良区		
20	（一財）福島県農協役員共助会	41	白河市土地改良区		
21	（株）福島県農協電算センター	42	母畑地区土地改良区		

保険料・積立金一覧 ※10～33 等級のみ掲載

等級	健康保険 標準報酬 月額	共助会総合保険 月払保険料		退職互助医療保険 月払積立金		等級	健康保険 標準報酬 月額	共助会総合保険 月払保険料		退職互助医療保険 月払積立金	
		事業主 (6/1000)	会員 (6/1000)	事業主 (5.5/1000)	会員 (5.5/1000)			事業主 (6/1000)	会員 (6/1000)	事業主 (5.5/1000)	会員 (5.5/1000)
10	134,000	804	804	737	737	22	300,000	1,800	1,800	1,650	1,650
11	142,000	852	852	781	781	23	320,000	1,920	1,920	1,760	1,760
12	150,000	900	900	825	825	24	340,000	2,040	2,040	1,870	1,870
13	160,000	960	960	880	880	25	360,000	2,160	2,160	1,980	1,980
14	170,000	1,020	1,020	935	935	26	380,000	2,280	2,280	2,090	2,090
15	180,000	1,080	1,080	990	990	27	410,000	2,460	2,460	2,255	2,255
16	190,000	1,140	1,140	1,045	1,045	28	440,000	2,640	2,640	2,420	2,420
17	200,000	1,200	1,200	1,100	1,100	29	470,000	2,820	2,820	2,585	2,585
18	220,000	1,320	1,320	1,210	1,210	30	500,000	3,000	3,000	2,750	2,750
19	240,000	1,440	1,440	1,320	1,320	31	530,000	3,180	3,180	2,915	2,915
20	260,000	1,560	1,560	1,430	1,430	32	560,000	3,360	3,360	3,080	3,080
21	280,000	1,680	1,680	1,540	1,540	33	590,000	3,540	3,540	3,245	3,245

<<共助会総合保険の概要>>



共助会総合保険の契約条件

当会の加入団体に勤務されている方で、健康保険の被保険者本人であれば、どなたでもご契約いただけます。
 ただし、共助会総合保険にご契約いただく際は、退職互助医療保険の保険料積立もセットでお申しいただくことが条件となっています。

※契約時の年齢が45歳以上の方については、退職互助医療保険の保険料積立は任意申込となります。

共助会総合保険の被保険者・保険料など

被保険者	契約者会員と被扶養者 ※健康保険一親等内の被扶養者に限ります。
保険期間	保険契約日から解約時（退職時）まで ※共助会総合保険の保険期間は、年度更新となりますが、途中解約がない限り毎年4月に自動更新され保険期間が継続されます。
月払保険料	標準報酬月額 of 1,000 分の 12（事業主との折半） <参考>200,000 円の方は個人負担 1,200 円 300,000 円の方は個人負担 1,800 円
保険料払込期間	共助会総合保険契約月から解約時（退職時）まで ※病気や育児休業により就業できず、1ヶ月以上無給状態になった方には、 <u>保険料免除制度</u> があります。

共助会総合保険で受けられる給付金など

種類	対象者	支払事由	給付金額
医療給付金	契約者会員、 契約者会員の被扶養者 （1 親等以内） ※年齢が 75 歳未満の方	保険診療に該当する医療費の支払いが発生したとき	病院分：保険適用分から一部負担額（1,000 円）を差し引いた額を給付 薬局分：保険適用分全額給付
		インフルエンザ予防接種代の支払いが発生したとき	上限 2,000 円まで給付
療養給付金	契約者会員	契約者会員が病気又は負傷し、連続して 30 日以上就業できないとき	10,000 円（1 事業年度に 1 回限り）
結婚給付金	契約者会員	契約者会員が結婚したとき（退職後 1 ヶ月以内の結婚まで支払可能）	20,000 円
出産給付金	契約者会員	子がうまれたとき	20,000 円（子 1 人につき）
死亡給付金	契約者会員、 契約者会員に扶養されている配偶者	死亡したとき	【契約者会員の死亡】 保険契約締結 10 年以上：50,000 円 保険契約締結 10 年未満：30,000 円 【配偶者の死亡】 一律 20,000 円

<<退職互助医療保険の概要>>



退職互助医療保険の被保険者・保険料（積立金）など

被保険者	契約者会員と配偶者 (扶養状況は問いませんが、契約時に登録された配偶者に限ります。)
保険期間	60歳の誕生日を迎えた翌月の1日から20年間 または、60歳以降に退職した場合は退職した月の翌月の1日から20年間
月払積立金	標準報酬月額額の1,000分の11(事業主との折半) <参考>200,000円の方は個人負担1,100円 300,000円の方は個人負担1,650円
積立金払込期間および保険料の納付	<u>30歳の誕生日を迎えた翌月もしくは申込月より25年間(300月)</u> 積立金を払込んだき、60歳の誕生日を迎えた翌月または、60歳以降に退職した場合は退職した月の翌月に積立金を保険料として一括納付していただきます。

退職互助医療保険で受けられる給付金など

種類	対象者	支払事由	給付金額
医療給付金	契約者会員、 配偶者	保険診療に該当する医療費の支払いが発生したとき	病院分：保険適用分から一部負担額(3,000円)を差し引いた額に給付率を乗じた額を給付 薬局分：保険適用分に給付率を乗じた額 ※給付率は契約者会員が100%、配偶者85% ※1カ月の医療給付金上限額は世帯で44,400円です。
香典	契約者会員、 配偶者、 積立者	死亡したとき	一律 10,000円

退職互助医療保険の契約について

退職互助医療保険を契約するためには、退職時点で会員の積立金払込期間25年間必要です。

ただし、払込期間を満たしていない場合でも、次の2つの条件を満たせば、不足している月数分の積立金を一時金にて払込いただくことで退職互助医療保険の契約をすることができます。

一時払積立金の計算方法は下表のとおりです。

<条件> ①退職時の年齢が50歳以上であること。

②退職時の保険料積立期間が15年(180月)以上あること。

一時払積立金の計算方法

定年・選択定年退職の場合	一時払積立金 = 標準報酬月額額の1,000分の9 × 不足月数
自己都合退職の場合	一時払積立金 = 標準報酬月額額の1,000分の11 × 不足月数

※「一時払積立金」は、全額個人負担になります。

※退職互助医療保険を契約しない場合や契約できない場合は、現職中に積み立てた個人負担分の保険料積立金は全額返戻いたします。

<<その他概要>>

月払保険料・積立金の払込方法

保険料や積立金は、給与天引きされた個人負担分と事業主負担分を合わせて当会へ一括納付していただきます。
※JAの口座であれば、団体口座より引き落とし（毎月25日）することもできます。

届出や請求書の提出方法

現職中の方の届出や請求書は、必ず団体の共助会担当者（人事課の方）が取りまとめの上ご提出ください。
※会員から共助会へ直接ご提出いただくと返送になります。

請求書の締切日・給付日

締切日→毎月5日

※5日が休日（日祝）の場合は、翌日になります。

※その他の届出等に関しても、毎月5日が締切日になります。



給付日→締切月の25日

※25日が休日（土日祝）の場合は、翌営業日になります。

※会員全員がJAの口座をお持ちであれば、給付金を個人口座へ直接入金することができます。

公費助成制度等に該当する医療費について

公費から助成がある医療費は、当会では給付対象外となります。

特に、「障がい認定1級・2級・3級内部疾患」や「ひとり親家庭医療費助成制度」、「妊産婦医療費助成制度」、「子ども医療費助成制度」に該当されている方の医療費に関しては対象外となりますのでご注意ください。（インフルエンザ予防接種代は給付対象となります。）

また、交通事故など第三者行為の負傷による医療費、労災認定された医療費も給付対象外となります。

医療費控除について

共助会より給付になった医療費は、所得税確定申告における医療費控除の対象になりません。

ホームページ・会員マイページについて

共助会ホームページにて、約款・用紙等のダウンロードができます。

URL：<http://ja-kyojokai.or.jp> ※Yahoo!やGoogleからは、「JA 福島共助会」と検索してください。

また、インターネットを介して給付状況等が照会できる会員マイページもご利用できます。（別途登録手続必要）

※このパンフレットは、令和8年3月現在の内容です。

※当会の財政状況については、ホームページ内「業務報告書」をご覧ください。

ご連絡・お問い合わせ

一般財団法人福島県農協役職員共助会（JA福島共助会）

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 E-mail：kyojokai@alto.ocn.ne.jp URL：<http://ja-kyojokai.or.jp>

TEL：（024）554-3512 FAX：（024）554-3510